

1. 基本情報（令和5年4月1日現在）

人口	89,102人	保護率	0.23%
----	---------	-----	-------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	35件／月				
プラン作成件数（人口10万人当たり）	20件／月				
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	7件／月				
就労・増収率（%）	35%				
任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
○	○	○	○	×	○

3. 事業の概要等（令和5年度）

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・直営 ・アパート借上型により実施 ・本市の自治体規模では、本事業により毎日の食事提供を行うことが困難であるため、フードドライブ等との連携により食事を提供
事業概要	民間アパートの借り上げにより、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間の宿泊場所の提供を行う。（最大3か月）
事業費	780千円
その他特記事項	住まいの確保を行ったうえで、当該事業の利用中に居住支援、就労支援等を実施し自立を目指す。必要に応じて生活保護申請を促している。

4. 事業の立ち上げプロセス

開始前

- ・生活困窮者の支援に際しては、派遣切りなどにより突如として住まいを失うケースが多発していた。住まいを失った生活困窮者は車上生活や野宿などの生活を余儀なくされる恐れがあった。
- ・一時生活支援事業の実施検討に際しては、ホテル型の場合、利用が長期化した際のコスト的な課題やホテルの空き室確保の課題があった。

不動産会社との調整【8ヶ月前】

- ・福祉的支援に理解のある地域の不動産会社との調整
- ・本市と不動産会社との役割の整理
- ・適当な物件の内覧 等

庁内の財政部局との調整【6ヶ月前】

- ・予算要求に当たり、ホテルコストとアパート借上型の両方式の費用シミュレーションを行い、より低コストで実施できるアパート借上型による実施の理解を得た。

委託先の検討【1ヶ月前】

- ・委託先については、社会福祉士を配置する不動産会社を選定。生活困窮者に住まいを提供するうえで想定されるさまざまな事態を想定し、本市と不動産会社間での責任分界点を最終確認した。

平成29年4月 事業開始

事業実施

- ・平日のみならず、土、日、祝祭日の緊急的な相談にも、一時的な住まいを早急に準備することが容易となった。職員の負担軽減につながっている。
- ・一時生活支援事業利用中の者が生活保護を申請した場合、支援が途切れないうえ円滑な移行に留意し、実施している。
- ・アパート借上型では、毎日の食事提供が困難なため、一時生活支援事業を利用しながら生活扶助費の支給が可能となるよう制度整理が課題と考える。